

令和 2 年 第 1 2 回

駒ヶ根市農業委員会

総会会議録

令和2年11月25日

## 駒ヶ根市農業委員会総会

○ 日時

令和2年11月25日(水) 午後3時00分～

○ 会議の場所

駒ヶ根市役所本庁舎2階 大会議室

○ 出席した委員 (19名)

1番 村上 英登	8番 赤羽 明人	15番 倉田 益式
2番 塩木 操	9番 西村 功	16番 吉瀬 久司
3番 堀 敏	10番 春日 知也	17番 中嶋 隆
4番 北澤 満	11番 代田 和美	18番 滝沢 久美子
5番 堺澤 務	12番 宮下 修	19番 氣賀澤 道雄
6番 田村 晴男	13番 木下 豊	
7番 森 武雄	14番 上田 佳子	

○ 会長が許可し出席した農地利用最適化推進委員 (6名)

20番 菅沼 佳彦	22番 大沼 昌弘	24番 小原 正隆
21番 白川 眞武	23番 宮澤 秀一	25番 米山 茂寿

○ 欠席した委員(0名)

○ 議事日程

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 議案の上程及び提案説明・質疑・採決

議案第70号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第71号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第72号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第73号 農用地利用集積計画の策定について(農地中間管理事業)

議案第74号 農地法第2条第1項の規定による「農地」に該当するか否かの判断について

議案第75号 駒ヶ根市農地等利用最適化推進施策に関する意見書について

○ 事務局職員出席者

事務局長 竹村 正宣

次 長 大野 秀悟

主 査 出口 大悟  
主 査 井上 幸代

○ 閉会

午後5時25分

駒ヶ根市農業委員会総会規則第 15 条の規定によりここに署名する。

会 長

議事録署名人 7 番 (森)

議事録署名人 8 番 (赤羽)

午後 3 時 0 0 分 開会

局 長

(竹村 正宣君)

それでは、皆さん、こんにちは。(一同「こんにちは」)

定刻となりましたので、ただいまから協議会並びに令和 2 年第 12 回農業委員会総会を開会させていただきます。

コロナウイルス感染防止のためマスクを着用しておりますので聞き取りにくいと思いますが、マイクを用意しておりますので必要に応じて御活用いただきたいというふうに思います。

それでは、氣賀澤会長、挨拶をお願いします。

会 長

(氣賀澤 道雄君)

どうも皆さん、こんにちは。(一同「こんにちは」)

お忙しい中をお集まりいただきましてありがとうございます。

御存じのように、コロナのほうも終息する気配がなく、長野県は御存じのように警戒レベル 3 と、駒ヶ根市も含め全県が警戒レベル 3 という形になりました。なかなか通常の生活ができにくい状況になりまして、早くこの状況を脱せられればいいなというふうに考えております。

コロナの影響で、先日、上伊那の農政協議会に出ましたところ、コメの需要も大分引き下がりがまして、来年度の作付は 100 トンの減、それからヘクタールにすると 18 ヘクタールの減という結果となりまして、明日の営農センターの会議を通じて駒ヶ根市全体にならしまして、この調整に入ります。なかなか厳しい数字ですので非常に難儀するかもしれませんが、農業委員の皆さんにはまた御協力いただくとありますが、よろしく願いいたします。

そんな中ですが、先日、御報告ですけれども、個人的なことになって、こういった場で言っていていいかどうか分かりませんが、長野県の園芸振興展の鉢花コンクールで上田さんのところの信州ナーセリーさんが農林水産省の生産局長賞を取られたそうです。これからも頑張ってくださいと思いますので、皆さん拍手でお祝いしてください。(一同拍手)

では、これから入りますので、よろしく願いいたします。

局 長

(竹村 正宣君)

ありがとうございました。

それでは、会議前の一言と農業委員会憲章朗読を 4 番 北澤満委員、お願いします。

4 番

(北澤 満君)

私の一言であります。何を話したらいいかなあと考えてずっと考えていたんですけども、今年になって、私のいるところは中山集落、標高 900m 前後という高いところで、消滅集落に近くなっているところであります。私もあそこ

へ来てもう 50 年近くにはなるんですけれども、農業をおやじ、お父さんがやっ  
ていて跡を継いだという形であります。その中で、標高が高いということで J  
A のほうも指針の中で「あきたこまち」をとというふうに言われて、ずっと「あ  
きたこまち」を作ってきました。今年になって営農課長が、おい、北澤さん、  
ちょっとコシヒカリを作ってくださいというふうに、試験的にやってください  
ということで、いろいろ役員もやっている手前、やりましょうということで、  
普通に「あきた」と同じような感じでコシヒカリを作ったんですけれども、びっ  
くりするくらい数量が「あきた」より上がりました。その代り潰してしまった  
んですけれども、畝取りが取れて、それも食味したんですけれども、コシヒカ  
リはおいしいというふうには聞いていましたけれども、何十年って「あきた」  
を食べていると、もうそれなりに「あきた」もおいしいんだという感じがして  
いたんですけれども、コシヒカリを試食して女房が、お父さん、色は白いし、  
粒も大きいし、こんなおいしい米ってあるんですねと言って驚いたんですけ  
れども、本当においしい米ができて、これから来年に向けても、もう「あきた  
こまち」をやめてコシヒカリにしようかなというように、温暖化で作るものが  
変わってきているというのを実感した次第であります。それを楽しみにしながら、  
また水稻と直売所の野菜を作りながらのんびりしたいんですけれども、な  
かなかのんびりさせていただけれないのが現実だと感じております。

あと、最後に、小さい集落ですので、おやじも昭和の終わりのころ農業委員を  
やっておりました。おやじが農業委員会を終えて帰ってきた一言だけが私の心  
に残っているんですけれども、あんなに厳しくちや中沢の人口が減ってしまう  
わということを一言言ったのが今までずっと気になっていたことを自分が農  
業委員になってつくづく感じるなあというふうに思っています。最近の農業委  
員会のこういう会議に出てきても、あの頃と比べれば少し緩くなっているのか  
なというふうには感じてはいますけれども、やっぱり過疎地になるようなところ  
はある程度大目に見ないと人口が増えていかないのかなんていうような感  
じをしていますけれども、そういうことで 2 代続いたの農業委員でありますけ  
れども、私の感じたことを一言しゃべらせていただきました。

それでは、駒ヶ根市農業委員会憲章。

〔駒ヶ根市農業委員会憲章前文朗読〕（一同起立）

〔駒ヶ根市農業委員会憲章唱和〕（一同着席）

会 長 （氣賀澤 道雄君）

総会と協議会を今日は逆転しまして協議会のほうから入らせていただきま  
す。理由は、市長に上げます意見書を協議会で協議していただいて、総会で決  
議をするということにしますので、ちょっと順序を本日は変えさせていただきます。

午後3時10分 中断  
午後4時55分 再開

会 長 (氣賀澤 道雄君)  
始めたいと思います。  
これより令和2年11月1日付、告示第13号をもって招集した令和2年第12回駒ヶ根市農業委員会総会を開会いたします。  
委員定数19名、ただいまの出席委員数19名、法第27条第3項の規定により本会議は成立しております。  
お手元に配付してあります日程に従い会議を進行させていただきます。  
日程第1 議事録署名人の指名をいたします。  
議事録署名人は、会議規則第15条第2項の規定により議長において7番 森武雄委員、8番 赤羽明人委員を指名いたします。  
日程第2 議案の上程及び提案説明、質疑、採決を行います。  
ここで、議案第70号の審議に入る前に申し上げます。  
農業委員会等に関する法律第31条第1項の議事参与の制限規定により25番 米山茂寿委員は自己等に関する事項について審議に参加することができませんので、審議が終了するまで一時退席を求めます。  
〔25番 米山茂寿君 退場〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)  
議案第70号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

主 査 (出口 大悟君)  
それでは、議案書1ページをお開きください。  
農地法第3条の規定による許可申請について御説明をし、御提案とさせていただきます。  
計2件でございます。  
まず1件目でございますが、場所につきましては2ページ左側を御覧ください。  
3-1で表示した場所になります。  
中割区、XXXXXXXXXXの北2筆3,132㎡になります。  
1ページにお戻りください。  
契約内容でございますが、売買。  
理由でございますが、譲受人は経営規模を拡大するため当地を取得したい、譲渡人は耕作が困難であることから譲受人の要請に応じるというものでございます。

許可基準でございますが、法3条2項に適合してございます。  
続きまして2件目でございますが、場所につきましては2ページ右側から3ページまでを御覧ください。

3-2で表示した場所になります。

南割区周辺の計4筆1万1,596㎡になります。

1ページにお戻りください。

契約内容でございますが、売買。

理由でございますが、譲受人は経営規模を拡大するため当地を取得したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。

許可基準でございますが、法3条2項に適合してございます。

以上2件について御審議をお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

地元委員の補足説明をお願いします。

5 番 (堺澤 務君)

1番2番ともに中割、南割ですので、私のほうで説明させていただきたいと思います。

1番の中割のものにつきましては、現在北割の方が耕作しておりますが、この土地を[ ]さんが購入し、規模を拡大するというものであります。

2番につきましては、上穂に住んでいる[ ]さんが94歳でしたか、現在は上穂の[ ]さんが借りて作っているものですが、[ ]町の[ ]さん、この方につきましては地元[ ]と[ ]に土地を持って大規模に農業をしておりますので、両方とも許可に問題ないと思います。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

1 番 (村上 英登君)

1番も2番もそうなんですけど、これ、ちょっと譲渡人の耕作面積が、1番のあれだと405㎡ということではないんですかね。

5 番 (堺澤 務君)

そうです。

1 番 (村上 英登君)

そうすると、これって売る面積が3,132㎡ということなんですけど、あと耕作面積が405㎡っていうのは残が405㎡っていうことの解釈ではないんですかね。



主 査 (出口 大悟君)  
こちらの耕作面積欄の数字ですが、これは、あくまで御自身で耕作または管理されている農地のみが対象となりまして、貸し付けている農地ですとか、そういったところはこちらに数字が載ってきません。ですので、今回の2つの申請につきましては、いずれも貸付けされていた農地でしたので、こちらの耕作面積のほうにはもともと反映しないような対象の農地であります。

1 番 (村上 英登君)  
分かりました。

会 長 (氣賀澤 道雄君)  
ほかにありますでしょうか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 (氣賀澤 道雄君)  
議案第70号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。  
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

会 長 (氣賀澤 道雄君)  
御異議なしと認めます。よって、議案第70号 農地法第3条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。  
退席されている委員の着席を求めます。  
[25番 米山茂寿君 入場・着席]

会 長 (氣賀澤 道雄君)  
議案第71号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

主 査 (出口 大悟君)  
それでは、議案書4ページをお開きください。  
農地法第4条の規定による許可申請について御説明をし、御提案とさせていただきます。  
1件でございます。  
場所につきましては5ページの左側を御覧ください。  
4-1で表示した場所になります。  
福岡区、XXXXXXXXXXの南1筆37㎡になります。  
4ページにお戻りください。  
申請目的でございますが、集合住宅敷地。  
理由でございますが、申請人は以前より申請地北側のアパート用地の一部として当地を使用してきたが、親からの相続で譲り受けた農地であり、農地法の手続が取られていないことを知らずに現在まで使用していたため、今回手続を

行いアパートの敷地として転用したいというものでございます。

農振法等でございますが、農業振興地域内の農用地区域外。

農地区分につきましては3種、上下水道管理設、近くに■■■■、■■■■ありということでございます。

以上1件につきまして御審議をお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

地元委員の補足説明をお願いします。

9 番 (西村 功君)

右側の図面を見ていただくように住宅、アパートの用地という一部です。該当する土地は、そちらの土地から分筆をされた経過があるんですが、経過の意図は分かりませんが、もう現況は宅地という状況で、耕作、農地利用ということは不可能でありますので、宅地として取り扱うことということで、やむを得ないというふうに判断をしております。

以上です。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

議案第71号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第71号 農地法第4条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第72号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 査 (出口 大悟君)

それでは、議案書6ページをお開きください。

農地法第5条の規定による許可申請について御説明をし、御提案とさせていただきます。

計4件でございます。

まず1件目でございますが、場所につきましては8ページの左側を御覧ください。

5-1で表示した場所になります。

北割1区、■■■■の北東1筆2,956㎡になります。

6 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、賃貸住宅。

理由でございますが、譲受人は立地的に生活環境の利便性が高く賃貸住宅事業として適した場所であると判断したため当地を取得したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、平成 19 年 12 月 17 日、農振除外が認可となっておりますが、事業目的及び事業計画者の変更による計画変更申請の申出があり令和 2 年 10 月 28 日付で計画変更が認可となっております。

農地区分につきましては 3 種、上下水道管理設、近くに■■■■、■■■■ありということでございます。

続いて 7 ページをお開きください。

2 番となりますが、場所につきましては 8 ページ右側を御覧ください。

5-2 で表示した場所になります。

福岡区、■■■■の南 1 筆 5,571 m<sup>2</sup>になります。

住宅地図が古く大変申し訳ありませんが、申請地北側には■■■■があり、また、それに伴い、地図上では申請地東側に住宅が表示されておりますが、こちらには既に道路が通っております。御承知おきください。

そうしましたら 7 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、資材置場。

こちらの案件につきましては、8 月の農業委員会総会において既に許可相当の御判断をいただいていたものでございますが、その後、計画内容の一部変更があったため、一度申請を取り下げ、再度申請が出てきたものになります。

変更の内容についてですが、以前の申請では資材置場の計画の中に事務所やプレハブの設置などが含まれておりましたが、変更後の計画では建物の設置はないものとなっております。

申請理由でございますが、譲受人は現在他所に資材置場を設置しているが、利便性等、将来のことを考え当地への移設を計画したため当地を取得したい、譲渡人は休耕地となっている当地を有効活用するため譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、令和 2 年 8 月 5 日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては 3 種、300m 以内に■■■■ありということでございます。

続きまして 3 番となりますが、場所につきましては 9 ページ左側を御覧ください。

5-3 で表示した場所になります。

町2区、[REDACTED]の北1筆 346 m<sup>2</sup>になります。

7ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅敷地、駐車場、まき置場、家庭菜園。

こちらの案件につきましても、9月の総会内で許可相当の御判断をいただいておりますが、計画内容の一部に変更があり、再度申請を出し直すものになります。変更内容としましては、事業計画者が単独の申請から夫婦での共同申請に変わっております。

申請理由でございますが、譲受人は自宅敷地が狭く以前より駐車場及び家庭菜園用地として借用してきたことから、必要な手続を取り当地を取得したい、譲渡人は自宅から遠い等の理由から手放したいと考えていたため譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、第1種中高層住居専用地域となっております、農地区分につきましては3種の用途地域となります。

続きまして4番となりますが、場所につきましては9ページ右側を御覧ください。

5-4で表示した場所になります。

町2区、[REDACTED]の南1筆 56 m<sup>2</sup>になります。

7ページにお戻りください。

申請目的でございますが、事業用の駐車場。

理由でございますが、譲受人は申請地北側において美容院を営んでおり、事業拡大に伴い駐車場用地が不足することから駐車場用地として当地を取得したい、譲渡人は高齢であり農業規模を縮小したいと考えたこと、また、当地は以前より駐車場として整備していたが農地法の手続を取っていなかったことから、今回必要な手続を取り譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、準住居地域となっております、農地区分につきましては3種の用途地域となります。

以上4件につきまして御審議をお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

地元委員の補足説明をお願いいたします。

17番 (中嶋 隆君)

11月4日に、1番ですけど、現地確認を行いまして、これ、以前に農振除外の計画変更っていうのが出ていたと思います。

現地に対しては問題はないと思いますけれども、この東側で果樹園を、すぐ東に果樹園がございまして、そこで消毒を年20回くらいやると、それから、あと、何だ、霜のファンが回ると、それから鳥獣除けの、何だ、爆音みたいなあれも鳴るということで、ここら辺が同意書の中の条件として入っております。

て、それについて、個々のところについて、XXXXXXXXXXさんと、それから東側の果樹園を営んでいる方で合意書を結んでいただいて、それで、消毒のときは連絡をして全部に知らせる等の対策をしますということでしたので、妥当と、妥当と考えます。

以上です。

9 番 (西村 功君)

5-2 になりますが、先ほど事務局からお話があったように計画変更ということです。先ほど言いましたように、当初は事務所、倉庫の計画を含めて許可の申請がありましたけれども、建物を造らないということではなくて、今回の段階では建物と倉庫を除いて用地の手当てをしたいということのようです。御承知のように、建物を建てるまでの手続ということになりますと都市計画法の開発行為が必要になってきて、ちょっと時間を要するというので、今借りている土地からこちらへ移ってくるのに、そのタイミングとして、どうも時間がかかってしまうというような判断の中で、土地を取得する部分だけを今回申請するという形で、建物、建築物等については除いての申請というよう内容でございます。

いずれにしても、地元地域の住民協定、景観協定の協議会、それから水利組合等について説明をして、十分理解していただきたいということをお話してあります。

なお、地元の役員と確認をしましたら、役員としては了解をしているということですので、計画変更について十分理解を求めてくださいということをお願いしてありますので、よろしくをお願いします。

以上です。

11 番 (代田 和美君)

3 番ですが、先ほど事務局からもありましたが、9 月の総会のときに一応場所としては認可になっております。ただ、最初、御主人だけの名義っていうことでしたが、今回、御夫婦の共同名義にするっていう変更ですので、問題ないと思います。

それから、4 番ですが、バイパスが開いた時点で、もうずっと駐車場で使っていたんですけど、今回、売買することになって、まだ田んぼであったっていうことで、その変更ですので、別に問題ないと思います。

以上です。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それでは、これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

- 1 番 (村上 英登君)  
すみません。2 番なんですけど、これ、資材置場ってあるんですけど、何を置くっていうか、この■■■■市の会社は何をやっているところか、分かったら教えてもらいたいんですけど。
- 9 番 (西村 功君)  
足場置きです。足場です。
- 1 番 (村上 英登君)  
足場会社ですか。はい。分かりました。
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)  
ほかにありますでしょうか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)  
議案第 72 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。  
[「異議なし」と呼ぶ者あり]
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)  
御異議なしと認めます。よって、議案第 72 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。  
議案第 73 号 農用地利用集積計画の策定について (農地中間管理事業) を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。
- 主 査 (井上 幸代君)  
それでは、議案書の 10 ページをお開きください。  
農用地利用集積計画の策定について (農地中間管理事業) を御説明し、御提案とさせていただきます。  
農地利用集積計画総括表を御覧ください。  
公告年月日でございますが、令和 2 年の 11 月 30 日でございます。  
期間の終期でございますが、10 年の田が 3,988 m<sup>2</sup>でございます。  
貸手が 2、借手が長野県農業開発公社のため 1 になります。  
11 ページが利用権設定をする各筆の明細となっております。2 名の土地所有者が長野県農業開発公社に合計で 3 筆を貸し付けるということになっております。  
権利の種類については、それぞれ御覧ください。  
以上について御審議をお願いしまして、審議、決議の対象ではございませんが、長野県農業開発公社が権利設定後、12 ページにあります利用配分計画にある担い手に記載の内容で貸付予定でございますので、御確認をお願いします。  
以上でございます。

会 長 (氣賀澤 道雄君)  
これより質疑、意見に入ります。  
質問、御意見ございませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)  
議案第 73 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)  
御異議なしと認めます。よって、議案第 73 号 農用地利用集積計画の策定について（農地中間管理事業）は、これを原案どおり可決することに決定いたしました。  
議案第 74 号 農地法第 2 条第 1 項の規定による「農地」に該当するか否かの判断について  
の判断について  
を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

主 査 (出口 大悟君)  
それでは、議案書 13 ページのお開きください。  
農地法第 2 条第 1 項の規定による「農地」に該当するか否かの判断について御説明をし、御提案とさせていただきます。  
これにつきましては、9 月の一斉農地パトロールで優先して確認すべき農地として現地を確認していただいた中、現況が山林または原野であり、農地に復旧するための物理的な条件整備が著しく困難であり、農地として復元したとしても継続して耕作が見込めない対象地について、農業委員会の議決により農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当しないと御判断をいただくものであります。  
なお、今回議案として提出させていただくものは、竜西 24 筆、竜東 90 筆の計 114 筆であります。  
これまでは、農振地域内の農地判定は行っておりませんでした。今年度より農振地域内の農地においても議案に上げさせていただいております。  
議案書にある地番の現地の状況は全て山林または竹林、原野のため、個別の説明はいたしません。大まかな位置につきましては最終ページにカラーの位置図を竜西、東伊那、中沢にそれぞれ分けて添付しておりますので、参考に御覧をいただきたいと思いますが、細かい図面ですので概略位置のみの表示となります。  
また、農地パトロールでは現地を山林と判定してきたものを、位置や周囲の状況、現地の状況等の理由により農地判定をせずに B 判定とした筆もあります

ので、御承知おきください。

農地判断の候補地の地権者につきましては、事前に今回の手続を進めていく旨を事前通知書として郵送または地元委員さんからの手渡しでお伝えしております。

こちらの事前通知書につきましては、対象農地の所有者様にお送りしまして、所有者様のほうで受領後に今回の対象農地について現在耕作している、または今後耕作する予定がある、また、その他の理由により農地から外してほしいという旨の連絡があった農地につきましては、今回の候補地から外しております。

それでは、以上 114 件、合計で 4 万 1,644.48 m<sup>2</sup>について御審議をよろしくお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

本議案は、本年度実施した農地の現地調査により土地の現況が農地でないことを確認した土地です。したがって、それぞれの土地について補足説明は求めません。

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

7 番 (森 武雄君)

すみません。質問なんですけれども。すみません。質問で、ちょっと勉強不足かもしれませんが、例えば 13 ページの表の中ほどの項目で「農振法等」ってあるところなんですけれども、この中で「農振しらじ」っていうんですか、「しろじ」っていうんですか、っていうのは、この言い回しっていうのは、意味はどういうことなんでしょうか。

主 査 (出口 大悟君)

説明が不足しております、大変申し訳ありません。

「農振法等」の列の「農振白地」というところなんですけど、これは、いわゆる農業振興地域内の農地ではあるが農用地区域外ということで、農振地域内の農用地ではない農地になります。ですので、転用等の手続を取る際には農振除外が必要ないような農地です。

併せまして、この中に「農振農用地」というところもあるんですけど、これがいわゆる農振地域、細かく言いますと農業振興地域内かつ農用地区域内の農地、ですので、こちらは農振除外等の対象となる農地になります。

最後に、「農振地域外」という区分もあるんですけど、こちらのほうは農業振興地域外、もう既に農業振興地域のもともとの計画にも入っていない地域、いわゆる用途地域ですとか、そういったところになります。

ですので、「農振白地」と「農振地域外」は農振地域外の農地で、「農振農用地」というものが農振地域内の農地となります。



7 番 (森 武雄君)  
分かりました。

会 長 (氣賀澤 道雄君)  
ほかにありますでしょうか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)  
議案第 74 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)  
御異議なしと認めます。よって、議案第 74 号 農地法第 2 条第 1 項の規定による「農地」に該当するか否かの判断については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第 75 号 駒ヶ根市農地等利用最適化推進施策に関する意見書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

次 長 (大野 秀悟君)  
それでは、議案書 21 ページをお開きください。  
駒ヶ根市農地等利用最適化推進施策に関する意見書について御説明し、御提案とさせていただきます。

なお、先ほどの協議会において意見書の内容について御検討いただきましたので、総会において審議をお願いいたします。

以上でございます。

会 長 (氣賀澤 道雄君)  
先ほど協議会で、一度前段で審議していただきましたが、このまま進めてよろしいですか。  
〔「はい」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)  
では、議案第 75 号について原案どおり可決することに御異議ないということで、議案第 75 号 駒ヶ根市農地等利用最適化推進施策に関する意見書については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

以上をもちまして総会に付議された議題について審議が終了しました。

これにて令和 2 年第 12 回駒ヶ根市農業委員会総会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後 5 時 25 分 閉会